

●様式1-6生成物売買契約書

通しNo.	頁	条	項	号	項目名	質疑の内容	回答
1	冒頭					「本事業に関して、市が特別目的会社その他の者との間で締結した～基本協定書の定めるところに従い～」とありますが、基本協定書締結時に特別目的会社は設立しておらず、事業者になるのではないのでしょうか。	「市が特別目的会社その他の者との間で」を「市が事業者との間で」に修正します。
2	1	1	2		総則	質問に対する回答の優先順位を教示ください。	質問に対する回答と、質問された各書類(要求水準書等)の間で矛盾又は祖語がある場合は、質問に対する回答を優先します。
3	1	1	2		総則	維持管理・運營業務委託契約書(案)第3条第2項では、事業契約(この契約)が基本協定より優先していましたが、生成物売買契約書(案)において”この契約”は基本協定よりも優先させる必要はないとの理解でよろしいのでしょうか。	「この契約、基本協定」の順にその解釈を優先するものに修正します。
4	1	3	1		生成物の授受	ここでいう「生成物の規格」とは、入札説明書等、技術提案で定める規格であるとの理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	1	3	3		生成物の授受	維持管理・運営期間中に、新たに生成物有効利用企業を追加することは可能でしょうか。	可能です。
6	2	4			生成物の価格	生成物の価格は、事業者が提案した金額が契約単価となり算定されるとの理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	2	5	2		売買代金の支払	遅延損害金は、生成物の代金に対し、遅延日数に応じた額になるとの理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	2	6			授受されない場合	不可抗力のほか、特別目的会社の責めによらない場合も除外いただけますようお願い致します。	特別目的会社の責めによらない場合も除外します。
9	2	7			実績確認	「実績の確認」とはどのような方法を想定しているのかご教示願います。	有効利用先企業と特別目的会社との取引伝票の確認等を想定しています。なお、有効利用先企業における生成物の有効利用の状況の現地確認を行う場合も想定しています。
10	5	9	3		有効期間	「～市と事業団はその責を負わないものとする。」とありますが、維持管理・運營業務委託契約書第35条第2項にて、市が解除により特別目的会社またはその他第三者に損害を生じたときには、市が賠償するとの記載がありますので、[その責を負うものとする。]になるものと考えます。	生成物売買契約の締結時は、工事請負契約が終了しているため、第9条における工事請負契約に関する記述を削除します。また、第9条第3項において、維持管理・運營業務委託契約が市により解除された場合、市はその責を負わないとありますが、維持管理・運營業務委託契約書第38条による解除の場合は、その責を負うものとします。当該内容についても、内容を修正します。
12	5	別紙2			例外的な見直し方法の採用	「上記2による見直し方法が適当でないと市が認めた場合」とありますが、どのような事象を想定されているかご教示願います。	上記2による見直し方法が適切でない事象が発生した場合を想定しており、当該事象の内容について、現時点での具体的な想定はありません。
13					契約書(鏡)	・第4段落にて「基本協定に基づき設立する特別目的会社は、この契約に定める(中略)義務を生成物売買行為の開始時に継承する」とあり、継承対象たる権利義務の発生原因が「この契約」つまり生成物売買契約である旨記載されていますが、「この契約」自体は、特別目的会社が契約当事者であることから、同契約における権利義務について継承という概念は生じえないと思料いたします。「この契約」は「基本協定」の誤記ではないのでしょうか。	ご意見拝聴しました。
14	2	5	2		売買代金の支払	・遅延損害金の利率である「政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率」の基準時点は、この契約の締結の日でしょうか、対象となる代金の発生した年度の初日でしょうか、それとも対象となる代金の納入通知書記載の期日でしょうか。	納入通知書に記載の期日とします。

●様式1-6生成物売買契約書

通しNo.	頁	条	項	号	項目名	質疑の内容	回答
15	2	9	3		有効期間	<p>・なお書きで、特別目的会社、生成物有効利用企業その他第三者に損害が生じても貴市と事業団は責任を負わないと規定されています。 第9条第3項なお書きでの定めにかかわらず、貴市又は事業団による任意解除の場合（工事請負契約書第46条第1項、維持管理委託・運営契約書第35条第2項、第38条第1項）には、解除によって発生した損害は、工事請負契約書第46条第2項、維持管理・運営業務委託契約書第35条第2項なお書・第38条第2項に基づき、解除者たる貴市又は事業団が負担するとの理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>生成物売買契約の締結時は、工事請負契約が終了しているため、第9条における工事請負契約に関する記述を削除します。また、第9条第3項において、維持管理・運営業務委託契約が市により解除された場合、市はその責を負わないとありますが、維持管理・運営業務委託契約書第38条による解除の場合は、その責を負うものとします。当該内容についても、内容を修正します。</p>
16	-	—	—		契約書 鑑	<p>「また、基本協定に基づき設立する特別目的会社は、この契約に定める買受者の権利及び義務を生成物売買行為の開始時に承継するものとする。」と記載あります。本契約は、市と特別目的会社の間で締結される為、本文は特別の意味を持つものではないと理解しますが、よろしいでしょうか？</p>	<p>ご意見拝聴しました。本文の要否について検討します。</p>
17	1	1	2		総則	<p>「なお、基本協定、この契約、入札説明書等、技術提案の間に矛盾又は齟齬がある場合は、基本協定、この契約、入札説明書等、技術提案の順にその解釈が優先するものとする。」と記載あります。より詳細な条件を定める「この契約」（生成物売買契約）が上位にくるべきであると理解しますが、よろしいでしょうか？</p>	<p>ご意見拝聴しました。</p>
18	2	4	—		生成物の価格	<p>別記2は、物価変動等による単価変動の変更ルールを定めたものであり、「経済情勢の大幅な変動等相当な事由が生じた場合は、生成物としての価値、引渡地までの運送に要する費用及びその他の原材料価格並びに生成物利用の公益性その他所要の要素を考慮して、」にかかる部分の変更については、定めがないため、上記事象が生じた場合、都度協議いただけるものと理解しますが、よろしいでしょうか？ また、「生成物の公益性」とはどういったことを想定したものか御教示願います。</p>	<p>前段：経済情勢の大幅な変動等相当な事由が生じた場合は、生成物としての価値、引渡地までの運送に要する費用及びその他の原材料価格並びに生成物利用の公益性その他所要の要素を考慮する方法として、別記2に示す生成物の契約単価の見直し方法を規程しています。 後段：生成物の有効利用による公共の利益を想定しています。</p>
19	2	9	3		有効期間	<p>尚書きにおいて、「締結している建設工事請負契約が事業団により解除された場合、又は維持管理・運営業務委託契約が市により解除された場合、これにより特別目的会社又は生成物有効利用企業その他第三者に損害が生じても、市と事業団はその責任を負わないものとする。」と記載あります。事業者または特別目的会社の責めによらない解除の場合、上記取扱いは不合理かつ片務と考えますので、以下の加筆を御再考願います。 「締結している建設工事請負契約が事業団により解除された場合（<u>工事請負契約書第46条に基づく解除を除く</u>）、又は維持管理・運営業務委託契約が市により解除された場合（<u>維持管理・運営業務委託契約書第38条による解除を除く</u>）、…」</p>	<p>生成物売買契約の締結時は、工事請負契約が終了しているため、第9条における工事請負契約に関する記述を削除します。また、第9条第3項において、維持管理・運営業務委託契約が市により解除された場合、市はその責を負わないとありますが、維持管理・運営業務委託契約書第38条による解除の場合は、その責を負うものとします。当該内容についても、内容を修正します。</p>